



建不第447号
令和4年10月6日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部
建設・不動産業課長
(公印省略)

経営事項審査制度改正に関する周知について（依頼）

平素は、本県の建設業行政に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。下記の経営事項審査基準の改正（令和5年1月1日施行）について、別紙のとおり取り扱うこととなりました。つきましては、貴団体会員に対して周知くださいますようお願い申し上げます。

記

主な改正内容

- 1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点(W1-9)
- 2 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W1-10)
- 3 W1-10 の改正時期及び総合評定値算出係数の改正
- 4 建設機械の保有状況の改正(W7)
- 5 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正(W8)

千葉県県土整備部 建設・不動産業課
契約・審査班
TEL 043-223-3113
FAX 043-225-4012
Mail kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp

主な改正内容

1. ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点(W1-9)

「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

表中の認定のうち、取得している最も配点の高いもの1つを評価(最大5点)

(例)
「プラチナえるぼし」(5点)
「トライくるみん」(3点)
「ユースエール」(4点)
を取得している場合、最大配点の5点で評価

※注意:適用は**令和5年1月1日以降**の申請

2. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W1-10)

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUS の活用状況を加点対象とする。

(1)【審査対象工事】①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

①日本国内以外の工事

・工事一件の請負代金が500万円(建築一式の場合は1,500万円)に満たない工事

②建設業法施行令で定める軽微な工事

・建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事

③災害応急工事

防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

(2)【該当措置】①～③のすべてを実施している場合に加点

① CCUS 上での現場・契約情報の登録

② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法(※)で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

(※)直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>)により、
入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 <u>民間工事を含む全ての建設工事</u> で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 <u>全ての公共工事</u> で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

※注意:適用は審査基準日が令和5年8月14日以降の申請

3. W1-10 の改正時期及び総合評定値算出係数の改正

•W1-10 の改正時期

W1-10 に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降の申請について、審査項目に追加する。

※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない

・総合評定値算出係数の改正

現行: $\frac{1900}{—}$
200

施行日(令和5年1月)以降: $\frac{1900}{—}$
200

CCUSの導入状況の審査項目追加後: $\frac{1750}{—}$
200

4.建設機械の保有状況の改正

現在の加点対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、加点対象建設機械を拡大する。

【追加される建設機械】

法令根拠	機種	検査方法
道路運送車両法	ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械 「労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる締固め用機械」	特定自主検査
	解体用機械 「労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる解体用機械」	
	高所作業車(作業床の高さ 2m 以上)	

※注意:適用は**令和5年1月1日以降**の申請

5.国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」として、新たに「エコアクション21の認証の取得状況」を評価することとした。※注意:適用は**令和5年1月1日以降**の申請

確認資料等

上記 1	「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等、各認定を取得していることを証する書面の提示
上記 2	別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
上記 4	従来の取り扱いと変更なし
上記 5	エコアクション21により認証されていることを証する書面の写しの提示

※改正内容に関する詳細資料、告示、通知については国土交通省のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00034.html